備考　１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２．「職種コード」欄には、職種コード表から該当する職種を選択し、コードを記載すること。

３．氏又は名の変更による届出の場合については、当該事実を証する書面を添付のこと。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年六月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

法　規　的　告　示

○厚生労働省告示第二百十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、生物学的製剤基準（平成十六年厚生労働省告示第百五十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年五月十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
医薬品各条 乾燥弱毒生麻しんワクチン （略） 乾燥弱毒生麻しんおたふくかぜ風しん混合ワクチン １　本質及び性状 本剤は，弱毒生麻しんウイルス，弱毒生ムンプスウイルス及び弱毒生風しんウイルスを含む乾燥製剤である．溶剤を加えるときは，無色又は微赤色の澄明な液剤となる． ２　製法 ２．１　原材料 乾燥弱毒生麻しんワクチン２．１及び乾燥弱毒生風しんワクチン２．１をそれぞれ準用するほか，弱毒生ムンプスウイルスにつき，次のとおりとする． ２．１．１　製造用株 本剤の製造に適当と認められたウイルス株を用いる．そのウイルス株を用いてマスターシードロット及びワーキングシードロットからなるシードロットシステムを構築する．製造にはワーキングシードロットを用いる．ワーキングシードロットについては，ろ過前の培養上清をろ過前ワーキングシードロットとし，ろ過後の培養上清をろ過後ワーキングシードロットとする．シードロットについて，３．１及び３．２の試験を行う．	医薬品各条 乾燥弱毒生麻しんワクチン （略） （新設）